

ケアフィットソサエティ倶楽部 会員会則

第1条（名称） この倶楽部は「ケアフィットソサエティ倶楽部」（以下本倶楽部という）と称する。

第2条（運営） 本倶楽部はNPO法人日本ケアフィットサービス協会「ケアフィットソサエティ倶楽部」事務局（以下：NCSEA倶楽部事務局と表記）が運営管理する。

第3条（目的） 本倶楽部は、年齢、職業、学校などの枠を超えたケアフィッターのネットワークを構築し、明るく魅力のある高齢社会を実現できるよう取り組んで行く事を目的とする。

第4条（倶楽部の使命）

- （1）ケアフィット共育プログラムを学んだ人たちの自己啓発に関わる活動を応援し、共に育む環境を提供する。
- （2）ケアフィット共育プログラムを学んだ人たちのボランティア活動による社会貢献を推進し、誰もが住みやすい社会環境づくりに寄与する。
- （3）ケアフィット共育プログラムを学んだ人たちのQOL向上を支援するとともに、安心して介助を実践できる環境づくりに努める。

第5条（会員資格） 会員の資格を有するものは次に掲げる者とする。

- （1） A会員（無料会員）/当協会の理念に賛同し、本倶楽部の入会を認められた者。
- （2） B会員（一般会員・年会費3,150円）/ケアフィット共育プログラムの修了者、かつ本倶楽部の入会を認められた者。

*ケアフィット共育プログラムとは、サービス介助士2級、サービス介助士3級、ケアボラ検定などの資格取得講座を言う。

第6条（入会手続き） 本倶楽部へ入会を希望する者は、本会則に同意した上で、以下に定める手続きを行わなければならない。

- （1） 所定の申込書またはホームページに記載されている入会の流れに従い、手続きを行わなければならない。
- （2） 未成年者が入会しようとする時は、所定の書類により保護者の同意を得た上で申込むものとする。この場合、保護者は自らの会員資格の有無に関わらず、本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。

第7条（会費・諸費用）

- （1） 会員区分別の年会費・諸費用の額は別に定める。
- （2） B会員は別に定める期日までに、定められた年会費を払い込まなければならない。
- （3） 一旦納入した年会費は原則返還しない。

第8条（会員資格の取得） 第6条の手続きが完了し、倶楽部の同意を得た者は、本倶楽部が定める入会の流れを経て会員資格を取得できる。

第9条（退会） 会員が退会する場合、本倶楽部が定める期日までに所定の退会届を提出しなければならない。

第10条（会員資格の譲渡） 会員はその会員資格を他に譲渡することはできない。

第11条（会員資格の消滅及び一時停止）

本倶楽部は次の各号の一つに該当すると認められた場合、会員たる資格の一時停止または除名することができる。

- （1） 期限までに会費その他の支払いをしなかったとき。
- （2） 倶楽部の定める会則に違反したとき。
- （3） 倶楽部の名誉及び信用を傷つけまたは秩序を乱したとき。
- （4） その他会員としての品位を損うと認められる行為のあったとき。

第12条（会員証） 本倶楽部はB会員に対して会員証を発行する。B会員が本倶楽部を利用するときは、会員証の提示をしなければならない。会員証は他人に貸与あるいは譲渡することはできない。

第13条（細則） 本会則に定めのない事項及び業務遂行上必要な細則は本倶楽部の幹事がこれを定める。

第14条（改正） 本倶楽部幹事が本会則を改正したときは、改正効力はすべての会員に及ぶものとする。

第15条（施行期日） 本会則は2007年4月1日から施行する。2008年2月21日に一部改訂を行う。

第16条(役員) 本会に、次の役員を置く。

会 長 関野 仁史 副 会 長 向笠 高弘 幹 事 岩浪 準 / 山本 由紀子
書記会計 高木 友子 監 事 片岡 由季

- (1) 会長及び副会長並びに監事は、幹事の互選とする。
- (2) 書記会計は会長が指名する。

第17条(役員の任期) 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

第18条(総会) 総会は会員をもって構成し、3年に1回定期総会を開催する他、必要に応じ臨時総会を開催することができる。

- (1) 総会は会長が招集し、役員から議長を選任し次の事項を審議する。

会則の制定及び改廃

活動計画及び収支予算の報告

その他会員の求める議案次項 等

- (2) 総会への参加は以下の条件を持って出席とする。

総会会場へ直接出向いて出席する。

本倶楽部会長へ委任状を提出する。

各支部の支部長へ委任状を提出する。この場合、支部長がその代表として総会に出席するものとする。

事前に総会案内の告知があったにも関わらず、参加有無の連絡がない場合は会長への委任として扱うものとする。

- (3) 総会は委任状も含め、過半数以上の参加を持って成立する。総会出席者(委任状含む)の過半数の同意(委任状含む)を得て審議事項は可決するものとする。

- (4) 臨時総会は会長が必要と認めるとき開催することができる。

第19条(ケアフィットソサエティ倶楽部サークル)

同サークルはNCSA倶楽部事務局の承認を得て、本会則に従い活動できるものとする。

第20条(予算) 本会の事業計画及び予算は、幹事が作成し総会に報告する。

第21条(決算) 本会の事業報告及び収支決算は、総会の承認を得るものとする。

第22条(経費) 本会の収入は、次に掲げるものをもってあてる。

- (1) 年会費 (2) 寄付金 (3) その他

2007.04 / 01 実施
2008.02 / 21 一部改訂

以上